

道之島社会の研究(2)

—喜界島大字阿伝研究序説—

矢 谷 慈 国

序

G. ギュルウィッチによれば、社会現象は種々の層やレベル、活動の単位の絶えざる相互関連の展開として、「全体的社会現象 (phenomène social total)」をなしている。この全体的な相互関連を離れてはその要素も正しくとらえることができない。ギュルウィッチは、社会現象をそれぞれ連続非連続の関係にある10の層位(形態学的・生態学的表層から集合的な精神状態や心的行為に至る)と、社会の3つのレベル(関係、集団、全体社会)の抱括的な弁証法的相互関連の動態としてとらえ、それを徹底的な経験主義と一貫した相対主義の立場から考察しようとした。¹⁾

今から試みようとするケーススタディは、そのような「全体的社会現象」という観点に学びつつ一村落の社会構造の時系列的な展開を記述しようとするものである。と共にそのような記述を通して、村落をめぐる社会的関連の全体に参与する活動の主体単位としての、個人、家、親族集団、村落、より大きな地域社会などの相互関連を具体的な場で考察する手がかりをつかむことが目標となる。

現時点においては、本研究はそのような全体的関連をめざして記述をつみ重ねることしかできない。社会現象の場合全体は単に部分の総和ではなくそれ以上のものであるが、一挙に全体が明らかになるのではなく、諸要素とその相互関連についての個々の記述をつみ重ねることによってのみ不透明な全体が徐々に明らかになるからである。

全体をめざす記述にも当然プログラムが必要である。全体的社会現象として村落の展開をとらえようとする場合、客観的に記述しやすい側面とそうでない側面があり、資料の制約も存在する。

本稿においては、ケース(鹿児島県大島郡喜界

島大字阿伝)を記述するに当たって、現時点で利用しうる諸資料から、現実のどのような諸側面を明らかにしうるか、またそれらの資料をどのように取扱うかをまづ考察する。

部落が伝承してきた諸帳簿や文書は、それ自体多層的な現実に対応する多層的な意味を担っている。諸帳簿は第一に、それぞれの帳簿の直接的な内容をなす客観的事実の記録としての意味をもつ。資料は通常この第一の意味で利用される。第二に、帳簿の個々の内容の中には、そのような形で記述するに至った記録者の個人的および共同主観的な意図がこめられている。すなわち一つの帳簿は客観的事実の記録であるとともに、記録者の主観的な現実把握の所産でもある。内容の種類にしたがって両側面のウエイトを異にしながらも諸帳簿は原理的には、現実の客観的と主観的側面の二側面をもつ。

さらに、部落での諸帳簿の引継のプロセスで、各時点においてどの帳簿を引継ぎ、どの帳簿を省略するかという引継のしかたの中には、引継者の思われた意味での主観的意図がくみとりうることであり、そのことはその時点での客観的現実と村落構造のあり方に関連してくる。したがって、諸帳簿の成立およびその存在状況と各年度におけるその引継のあり方の変化は、個々の資料の内容と、それに対応する村落構造のあり方の変化を理解するための一つの形式的な観点となりうる。

本稿では、まづ諸帳簿の存在状況とその引継のあり方を叙述し、次にそれら個々の資料の一般的説明と、本研究におけるそれらの取扱いについての資料批判的考察を行う。

さらに、本研究がまづ整理し分析を行うのは阿伝村立帳であるが、その立帳が成立する直接の背景をなす、部落会議とそれに関連する戸立てや部落役員についてのべて本稿を終る。

I(1)表 帳簿引継表 (明治34年~昭和11年)

帳簿名	年															
	明34	明38	明39	明40	明42	明45	大2	大3	大4	大5	大8	大9	昭2	昭4	昭6	昭11
地面総絵図	1	1	1	1	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
式拾九年当村竿次	3															
嘉鈍高配帳	1	1	1		1	1	2	2	2	2	2		2	2	2	
奥川尻高配地帳	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
当村畑配地帳(M12)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
当村田配地帳(M12)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
地価修正名寄新帳	2	2	2									1	1	1	1	1
地価修正各寄古帳(M23)	4	4	4													
嘉鈍地価修正名寄帳	2															
廿九年当村竿次帳	3											2	2	2	2	3
拾三年当村竿次帳	3											2	2	2	2	
嘉鈍堺内竿次		1	1													
嘉鈍堺内名寄		2	2	2		1										
奥川尻名寄		1	1													
竿次旧		8	8	8	8	8	8	8	8	7	6	ナシ				
草生秣場名寄		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
草生内及秣配地帳		1	1													
茅山(大ふつ茅山)ニ関スル帳面		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
地租所分配帳				1												
溜池配地帳			1	1	1											
野執但三十八年			2													
嘉鈍堺内名寄新横帳(M38)					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
阿伝場堺内名寄新帳(M39)				2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2
嘉鈍堺内竿次新帳(M39)				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
嘉鈍堺内名寄新帳(M39)				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五ヶ村堺内地租寄新帳(M39)				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
白水堺内竿次新帳(M38)	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
白水堺内名寄新帳(M39)				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
阿伝堺内名寄旧				6	6	6	6	6	6	6						
嘉鈍堺内竿次ト上原野執帳				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
朝戸西目名寄新(M39)				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
嘉鈍堺内帳				1	1											
阿伝堺内野執帳					29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
阿伝、嘉鈍白水銘々持地寄帳(M39)				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
明治四拾一年度新名寄帳					6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
銘々名寄帳旧					6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
嘉鈍堺内丈量帳					1	1	1	1	1	1	1	ナシ				
地所永代売渡証						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
於不津代金取合帳										1	1					
阿伝名寄帳(M38)										2	2	2	2	2		
字岸畑持地竿次										1	1	1	1			
阿伝方御検地帳、享保十二年																
戸籍簿大正六、九年													1	1	1	1
大字阿伝砂糖小屋敷地関係書(S2)													2	2	2	
大正元年溜池帳													1	1	1	
阿伝上池田溜池分割図写													1	1	1	
会議録1号2号																2
飼育所参考書類(S7)																1
喜界島教育史料(S10)																1

〔注〕 同一帳簿の名称が年によって異なったり、別々の帳簿が一括して記されたりしている場合を整理したので、重複があるかも知れないことを断っておく。()内の年代は確認できたもの、立帳および簿冊備品受継簿より作製

I(2)表 帳簿引継表(昭和11年~昭和45年)

帳簿名	年	昭11	12	14	15	18	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	35	40	43	45
阿伝堺内図面		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
明治廿九年竿次帳		3	3	3	3	3														
明治四十一年度名寄帳		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
嘉鈍堺内持地竿次帳		1	1	1	1	1														
明治三十九年嘉鈍堺内名寄帳		1	1	1	1	1														
五ヶ村堺内内地租寄帳(M39)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
阿伝堺内土地名寄帳(M39)		2	2	2	2	2	2	2												
白水堺内土地名寄帳(M39)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
白水堺内竿次帳(M39)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
阿伝方御検地帳享保十二年立帳(M29)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
会議録1号2号		2	2	2	2	2														
会議録明治十五年							1	1		1	1	1								
飼育所参考書類(S7)		1	1	1	1	1														
喜界島教育資料(S10)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
阿伝振興会書類(S11)					1															
貯金通帳(原田, 政井名)					2	2	2	2	2	2	2	2								
表紙ナキ冊子(竿次)							4	4	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
昭和四年以降引次帳							1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
大正九年度戸籍簿							1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
国民貯蓄台帳(S6)							4	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2
大正十一年以降字費明細							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
部落経費精算報告簿(M41)								1	1	1				1	1	1	1	1	1	1
勅語							2													
名寄帳明治三十九年								6					1							
阿伝堺内土地帳字不明									1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1
不明冊子									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
阿伝農実行組合(田中名)									1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1
葬儀御供人名簿														1	1	1	1	1	1	1
団体官地土地改良区書類															1	1	1	1	1	1

[注] ()内の年代は、確認できたもの。昭和31年以後は、全く同じ目録のくりかえしであるので、32年、36年、38年、39年は省略した。表を2表に分けた理由はスペースの問題と昭和11年に帳簿約半数が不要品として整理されたことによる。

次稿以下においては、まづ部落の共同主観的現実の記録である立帳の内容を個々にわたって整理分析し、いわば部落の主観的側面を時系列的に記述する。次に、立帳以外の土地関係や字費関係の諸資料を整理分析して、部落の生産構造や人口構造の客観的側面を時系列的に記述する。

以上の手続をへて明らかとなった。部落の主観的側面と客観的側面のそれぞれの内容毎の連続非連続的相互関連は、部落の社会構造の時系列的变化に対応させられ、最終的に、「全体的社会現象」としての部落の構造の展開を明らかにすることが目ざされる。

本稿はこれら一連の研究の序説的意義をもつ。

一、阿伝村立帳およびその他の資料について

阿伝村の部落文書の保管および伝承は、部落自治の長である世話係(区長)によって行われてきた。世話係は任期が一年で留任もあったが、その交代時(毎年1月)に組長や有志の立会いのもとに、引継ぐべき諸帳簿、備品の目録をつくって、それぞれの有無を確めた上、新世話係に引継ぎをした。明治34年から昭和2年までは、引継目録が阿伝村立帳(以下立帳と記す)に記されており、

昭和4年度以降は、新に、「簿冊備品受継帳」が作られて引継目録は各年度毎にこの帳面に書かれるようになり、現在に至っている。

歴年の引継目録にあらわれた諸帳簿引継の実際は表Ⅰ(1)(2)の如くである。

昭和11年以降は表Ⅰ(2)にみるように諸帳簿のうち約半数が不要品として一括された。その理由は、簿冊備品受継帳によれば次のようである。

「昭和十一年一月十日引次左ノ如シ 昭和六年度引次ヲ受ケタル諸帳簿備品ハ本日引次ノ際全部アリタル事立会人承認ス 而シテ従来引次諸帳簿ハ不要品ト必要品アリ且つ破損簿冊多クアリテ引次上困難ヲ来スモノトテ 立会人協議ヲ以テ左記簿冊及備品ノミ将来引次ヲナシ 不要品ト認メタルモノハ販櫃ニ錠ヲ掛ケ引次ヲナシタルモノトス」

その後、一括して不要簿冊を入れた販櫃は昭和20年4月4日戦災で焼失したことが同26年1月3日に6年もの後であるが事後承認されている。したがって現在阿伝部落で傳承されている諸帳簿は表の昭和45年の項にあげられているものおよび目録にあがっていない若干の文書である。

表にみるように、部落レベルの文書の各年代における種類およびその保管と傳承のあり方は、一般化していえば、部落の自己理解のあり方と関係している。部落文書として引継がれる諸帳簿の全体が、目録に現われてくる帳簿数よりも多いことは、検地帳（享保12年）、立帳（明治29年）字費明細（明治41年）などの文書が、すでに存在しているはづの年の引継目録に記されていないことから明らかである。このことは、部落文書の引継が、目録作製という手続をとらないながらも保有文書の全部について徹底的に行われたのではなく、引継時の事情（引継者がその時点で目録にあげる必要を感じたプラクティカルな事情、あるいはその時点で引継者と立会人の部落文書に対する意味づけの軽重）に左右されていたことを示している。

引継目録によって表のような多数の帳簿が存在していたことがわかるが、現存しているもの以外の諸帳簿の内容については明確なことはわからない。が、現時点でわかる各帳簿の成立年代とその一般的特徴は次のようである。

土地に関する帳簿は記載上の区別からすると、竿次帳と名寄帳に大別できる。

竿次とは、田畑の一筆毎について、小字名、地番、地積、地価、地組、所有者名を記したものであって、近世文書では検地帳の形式にあたるものである。（検地帳では、地価、地租にあたる部分が石高で示されている。）

名寄帳は竿次帳が一筆毎の記載であるのに対して、各所有者毎に筆数を集計したものであって、普通の名寄帳には、所有者の持つ耕地の全部について一筆毎に、小字名、地番、地価、地租が記され集計されている。それにたいして地租寄帳は、各所有者の地租のみの集計である。地価修正名寄とあるのは、明治15年頃の地租改正によって決められた大島郡の地価が明治22年に修正されたことに対応しているもので、²⁾ 明治22年～23年に成立した帳簿である。

竿次の成立年代は、明治12年～13年、明治29年38年、39年、などであり、名寄では、地価修正名寄の明治22～23年、その他は、明治38年、39年、41年、である。

田畑(高)配地帳は現存しないので詳細は不明であるが、明治12～13年の成立と考えられ、旧藩時代の租税制度に対応するものをそのまま引ついだもの（いわば旧藩時代の形式の残滓形態）ではないかと思われる。その理由は明治15年地租改正以後では、竿次形式にしる名寄形式にしる田と畑を区別して別帳にする必要がないが、旧藩時代では主として砂糖蔗をつくる畑と田とは租税のかけ方が異っていたからではないかと考えられる。後年にはこの形式の帳簿は作られていない。

諸帳簿の題名にある、嘉鈍、白水、朝戸、西目などの名前は、阿伝部落近辺の他部落の名称であり、奥川尻は、嘉鈍、白水にまたがる田畑の地名である。これらは、他部落界内に阿伝住民の持つ田畑に関する帳簿である。

上原は、阿伝部落の西側に連なる約200米の高地にある部落の共有地であり、牧草をとったり開墾してイモ畑にした場所である。溜池とは小字上池田にあった5反5畝のもと溜池であった場所をイ草を作る畑にしたもので、各戸に15歩ずつ分配され、残りは部落の共有地になっていた。大字阿伝砂糖小屋敷地とあるのは、部落の東側に続く

海岸の空地(国有地)を、砂糖製造小屋の敷地としたもので、小屋の所有者たちが部落の承認をえて使用していた。

以上諸帳簿について現時点で可能な一般的説明をしたが、現在区長が引継いでいるのは、昭和45年の目録にある20種の帳簿と、同目録にはあがないが伝えられている、明治39年阿伝堺内土地名寄帳2冊と、その他若干の文書(昭和29年15トン工場建設陳情書類、字費割立徴収簿、昭和27年前後、昭和29年農協関係資料、同年出欠簿、昭和27~30年公文書綴等)である。

これら文書の個々の内容の整理と分析は今後の研究の進展にしたがってそれぞれの場所でなされるが、文書の引継のあり方の変化は村落構造の変化を考える上で他の時系列的にたどりうる諸側面の変化とともに一つの観点となりうる。

成立年代が確識しうる帳簿によって画期を区分すると、明治12~13年、田畑配地帳、明治23年、他価修正名寄帳、明治29年、竿次、立帳、明治38年、39年、41年、阿伝および他部内の土地についての竿次、名寄、地租寄帳、大正元年、溜池帳、大正6年、9年、戸籍簿、昭和2年、大字阿伝砂糖小屋敷地関係書、昭和7年、飼育所参考書類、昭和10年、喜界島教育史料、などとなる。文書の成立年代は、その内容の文書がその時点で作製されねばならなかった直接の事情に関わることはいうまでもない。

次に、成立年代が不明である諸帳簿も含めて、その引継のあり方の変化から画期を区分すると。^① 明治38年までの比較的少数種の帳簿のみが引継がれている時期、^② 明治38年から明治末期までの、最も多くの文書が成立すると共に、引継帳簿の数が目立って増加した時期、^③ 増加した文書をそのまま持続的に引継いだ大正期、^④ 大正期に新たに成立した戸籍や溜池帳をはじめ、近世文書である御検地帳や、それまで引継目録になかった会議録を引継ぐようになった昭和2年から6年までの時期(この時期が引継文書の種類が最も多かった時期である)昭和6年から11年までは引継目録は空白となり^⑤ 11年になって、約半数の帳簿が整理されるに至る。11年の引継目録に残された帳簿は、すでに使用しないようになったものの中で、明治末期の現状を最も代表的に示すと思わ

れる土地関係の帳簿が意図的に選択された形跡がよみとれる。昭和11年に行った整理はそのまま昭和18年まで持ちこされて、その間一つの画期をなす。^⑥ 昭和20年になると、11年に整理されたもので焼残ったと思われるものが復活して引継がれるようになるが、この時点以降では、引継いではいるが、何の帳簿か不明であるものが出てくる。昭和20年から29年ころまでは、引継がれる帳簿に若干の異同が見えるが、^⑦ 昭和30年以降になると、引継は厳密に前年のまま形式的に継承され現在に至っている。

これらの時期区分は、あくまで帳簿の成立と、その引継のあり方のみからなされたものであるが、他の村落構造の諸側面と、幾分のずれをしめしながら時系列的に対応するはずであって、その一致とずれそのものが、全体としての村落構造の変化を考察する手がかりとなるのである。社会構造を、種々の層やレベル、活動の諸単位の全体的な相互関連としてとらえる本研究の立場からすれば、時系列的にたどりうる諸側面の変化をひとつひとつ重ねあわせその間の一致とずれの意味を考察するというこのような手続が不可欠であり、以下の記述も、このような観点からなされる。

本研究の中心的資料をなす立帳は、明治29年^⑧から現在にわたって書き続けられている、部落会議を主とした部落レベルの自治の記録である。記録者は各年度の世話係であって、「明治二十九年一月改メ」として始る帳面の頭初に、「比帳主は毎年世話人にして他人無用之事也」と記されていることから、記録と保管の責任を代々の世話係が持っていたことがわかる。立帳が明治29年に初めて成立したのではないことは「改メ」(帳簿を改める)と記されていること、および簿冊備品受継帳に、明治15年1月の日付のある会議録が、昭和20年から26年にかけてあげられていることで確かめられる。が、現在ではすでに失われている。

記録の直接の目的は、明治29年4月19日会議の記事の最後に、「右之通り共議決定致候間後日異議ナク為ニ書記置物也」とあることでわかるが、記録者の世話係事務の心覚え的な記事も含まれている。したがって、記述の内容と形式は一定しておらず、記録者によって精粗の差が相当にある。また大正14年、昭和22年、23年の記録は全く欠け

ている。

立帳は部落会議の議事録が主であるので内容は部落自治の全般にわたっており、役場の農家台帳やセンサスなどでは知ることのできない村の生活全般にわたる相当広範な事実を約70年間にわたって時系列的に知りうる。

立帳の記事は部落レベルでの取り決めや権利義務の記録であるかぎり、それに対応する客観的事実が前提されている。しかし記録の性質上、それを直ちに客観的な事実としての部落のその時点での現状を示すものとしてみるのではなく、それに対応する部落レベルでの共同主観的対応と考え、客観的状況そのものとは区別して扱うべきである。

このような観点からすると、歴年の部落会議にあらわれた討議内容の頻度は、その共同主観的重要さの度合いを示すものと考えられる。したがって、出てくる頻度が少いかあるいは皆無の問題であっても、村落構造全体に対して重要な意味を持つものがあることを自覚しなければならない。例えば、部落の共同の利害に直接関係しないで個別的に営まれる紬業に関することがらや、部落の若者たちが都会へ移出していくこと、通婚圏の変化などのような家や個人の個別的私的企図の総和が結果的に村落構造そのものの変化に関係してくることなどがそれである。

以上のような取扱い上の注意を前提した上で、立帳の内容を時系列的にたどりつつ記述することは、村落構造の変化をその共同主観的側面において記述することになる。

次稿においては、立帳の個別的な内容の記述を行う予定であるが、立帳の内容の一部をなしつつ立帳が成立する前提ともなっている、部落会議と、会議のメンバーである各戸の戸立てのあり方、部落自治の施行者である部落役員についての基本的事実に関しては、その他の諸内容に入る前に本稿において記述しておく必要がある。

二、集会規定、戸立て、役員について

部落会議は、各家から原則として戸主が出席して運営されるが、戸立てに関するきまりは部落自治の基本的な慣例(ナレー)をなす。一戸立てとして認められるためには、部落内で独立の生計を

営んで2年以上たつことが条件であり、その条件に該当する者は、新戸として、部落会議への出席、諸作業への出役、共有地の分配、部落経費戸数割の支払いなどの権利義務を持つようになる。⁴⁾この他、戸数には本戸と洩戸の区別があり、行政村が各部落に割当てる特別税戸数割(村税)を負担し公的に一戸と認められたものが本戸、部落内だけで一戸立とされているものが洩戸である。洩戸には資力に従って等差がつけられており、村税を負担しないかわりに、部落に洩戸数金を支払わねばならない。⁵⁾明治41年の本戸数は96戸、洩戸は18戸であった。

納税戸数(本戸)の決定は村会でなされるのであるがその数は年によって変化がある。昭和2年には納税戸数をそれまでの108戸から115戸にふやされたので増加分の7戸をそれまでの洩戸の中から資力順に上位7戸を本戸にくりあげたことが記録に残っている。即ち、昭和2年の改正以前は、本戸数108戸、洩戸33戸であったものが、その後本戸115、洩戸26戸となったのである。このような戸数移動や税金の賦課割当を決める基礎資料として、大正9年頃から村当局の要望によって部落内で資力順位調査が行われるようになった。資力順位調査はそれ以後昭和10年代の終りころまで毎年行われたようで、部落内から5名の委員を選んで日当1人50銭(後1円)を支給した。

戸立てに関する協議は大体毎年初常会において行われ、独立の生計を営んで2年という条件をみたして新たに立てられる「新戸」と、戸主の死亡や親類との同居などによって独立の生計を営まなくなった「廃戸」とが決められた。戸主が他出中であつたり、一戸立てとされているながら実際は字費を親類に支払ってもらっている場合など、「廃戸」にするかしないかの決定について会議で重大な問題として論議されている例がしばしば見られる。そのような場合の決着は大体前記の原則によるが、経済的に極めて貧しく、身よりもいない女戸主などの場合は、字費戸数割を免除するなどの措置もみられる。

部落会議はこのような家を単位として、原則として戸主が出て行われるが、戦前は女は集会に参加せず、女戸主は親類の男に一カ年代理をたのんだ。集会は1月3日の初常会と年末12月25日が定

期であり、年末には翌年の世話人や組長、小使などの役員を改選し、初常会では、役員交代、帳簿の引継ぎ決算報告、集会規定の確認、年末年始の虚礼や、冠婚葬祭などの制限規定の確認などを行った。

その他の集会は不定期で問題が起る度に世話人が召集し、村小使(居番)が各戸にふれてまわり、定刻にはホラ貝を吹いて時間を知らせた。不定期の集会も大てい毎月一回以上は開かれることになっていた。集会所は昭和7年県の補助を受けて養蚕のための共同飼育所を建て、それを集会所として利用するようになるまでは、「村宿」と称して、部落の中央部にある広い個人の住宅を借りていた。その賃料は明治末期までは現物で年大麦1石5斗程度、大正期から昭和7年までは15円～40円の間であった。

集会に欠席したり遅刻したりするものは、それぞれ罰金を徴収された。また戸主に故障のある場合は、代理金を払って代理が認められた。代理には、「一時的な代理」と、戸主が自分の息子や兄弟に永続的に代理させる「一切代理」と一年間を限って女戸主や、仕事のため常時他出している者(役場吏員、教員、商人、日雇いなど)が近親者に代理をたのむ「一カ年代理」が区別される。次にあげるのはその規定の一例である。

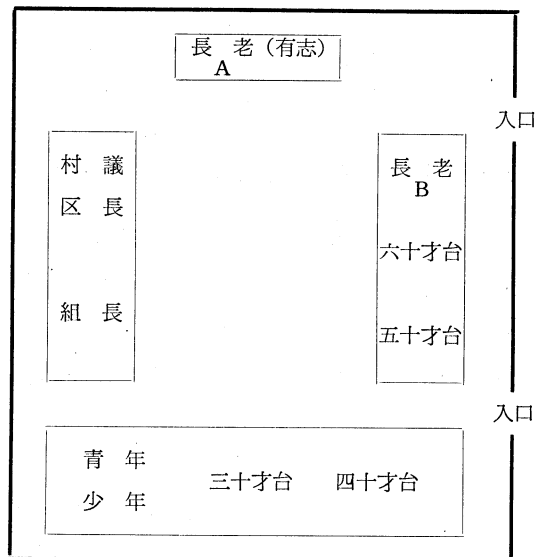
「昭和貳年壹月四日協議ニ依リ左ノ通り決ス
一. 一ケ年代理者ノ件 右代理者ハ如何ナル議決ナリトモ之レニ服従スルモノヲ以テ金四十銭ニテ免ズ 依ツテ代理者ハ異議申立得ザルモノトス
二. 集会ノ件 一. 集会出席者ハ昨年通り自身ノ事故ノミヲ免ズ 但シ巳ムヲ得ザル場合ハ其ノ限リニ非ズ 二. 右不参金ハ一回拾銭トス 三. 代理引受人アルモノハ一回五銭トス、但シ其ノ日議決異議申立ヲ得ザルモノトス 四. 遅刻金ハ一回貳銭トシ、開会尅時間後ノモノヲ遅刻トス 五. 協議事項重大問題ト認メ代理ナシト特別通知ヲナシタル場合ハ 年齢高等科卒業以上トス 但不参金ハ拾五銭 代理不参金拾銭ト決ス 六. 右不参金徴収ハ年貳回トシ 欠席者次回報告スル 七. 徴収シタル不参金ハ 戸数分配スルモノトス」

立帳の内容は時代により種々変化しているが、集会に関するこの種の規定は個々の内容には少し

づつ変化を示しながらも明治29年から現在に至るまで毎年くりかえし記録されている。このことは部落会議が一貫して部落自治存立の要件であったことを端的に示している。また集会不参加の数や、女戸主をのぞく、一カ年代理者の数の変化は、部落の統一度や、農業外の職業の増減を知るための指標の一つとなる。

部落会議の運営とその内容については、次のような点が注目される。

会議の召集は形式的には世話人によってなされるが、部落政治の実体は、長老たち(それぞれの時期に従って村会議員とよばれたり有志とよばれたり顧問とよばれる)の複数支配であったことが、会議の際の座席の配置に端的に現われている。



(注) 岩倉市郎編、喜界島阿伝村立帳アチックミュージアム刊、昭和15年、巻末の阿伝部落集會記録 p. 225より。同記録は昭和11年3月9日と、12年1月3日の部落集會の様を筆記録として活写している。

ここで村議とあるのは、早町村の阿伝選出村会議員のことである。

座席の序列は、年令原理が基礎になっているが、Aの長老(有志)とBの長老(60才台以上)とは意義が異なると思われる。10人前後であったといわれる有志とよばれる長老たちは、別にはっきりと選出されたものではなく、部落の運営に関して、経験と実績を持ってきた人たちで、自然に

自他共に部落の運営に参与することを承認するというふうな形で決まっていたと伝えられる。⁶⁾有志たちが経済上の上層とは必ずしも一致しないことも注目に価する。この座席序列で年令原理とは別に定まっているのが、村議、区長(世話人)組長の席で、これは、部落運営のための組織的な機能あるいは行政を行う執行機関である。世話人は有志とよばれる人達の補佐や助言をうけつつ、部落会議の運営、と記録(立帳への)役場や他部落との接渉、村税や字費に関する事務、集会決議の実施などを行った。明治29年、30年の記録では、世話人の任命は戸長役場の戸長による特撰によってなされているが、実質上は部落で選んで世話人を形式的に戸長が任命したものであろう。

部落は、自治体としての側面と、行政村の末端単位としての側面を同時に持っている。したがって世話人もまた部落自治の代表者としての役割と行政村の事務代行者としての役割を同時に持つことになる。戸長または村長の任命といっても、実質上世話人の給料の大部分は部落が負担していたのであるから、部落の意志を無視した一方的な任命ではなかったと思われる。記録によれば大正5年までは世話人は2名であり、給料は年間10円代から20円前後である。2名のうち経験の豊富なものを親世話人、もう一人の方を子世話人といった。⁷⁾大正6年世話人は一名(年給40円)となり、7年にまた2名となったが、それ以降は一名になって現在の区長に至っている。立帳昭和2年12月25日の記事に、「従来ノ世話人ハ区長ヲ兼ネ世話人本位ナレドモ 昭和三年度ヨリ区長制度改正ノ結果区長ハ村長ノ任命トス」とあり、村から区長手当が年5円出るようになったが、村長任命の区長を部落側が世話人として受け容れ、結局区長と世話人は一人が兼任したので、従来と変わりはなかった。昭和8年の記録によれば、世話人給は部落が115円負担し、村からの5円の区長手当を合せて120円となっている。

昭和11年12月25日の記録には、「拾弐年度ヨリ村当局ノ要望ニヨリ村長直屬ノ機関タル区長ヲ設ケM氏に字事務担当兼務方ヲ懇請セルモ同氏家事ノ都合ニ依ルノ故ヲ以テ拒絕セシニ依リ字ノ独立機関タル世話係ヲ置ク事ニ決シ 投票ニ依リH氏ニ世話係ヲ決定ス 但シ第一号農事小組合長(組

長)兼務トス (イ)俸給年60円ニシテ報効農事小組合長給年俸10円ト合算シテ70円トス (ロ)世話係ノ職務ハ字ノ事務一切ヲ担当シ政治的ニモ字ノ向上發展ヲ期ス可ク努力スルモノトス」とあり、この年から昭和15年までの間は「村長直屬ノ機関タル区長」と「字ノ独立機関タル世話係」が分化し並存した。昭和2年と12年のこれらの記事は、村当局が行政組織の末端機関として区長を把握しようとする動きの現われとみられる。それに対する部落の側の対応は、対立的というよりむしろ従属的に近いが、12年の事例において顕在化したように、区長と世話係は、部落という主体単位にとっては、内と外とのちがいを原理的とは含んでいる。村当局という外からの要求に対して、部落が独自の対応をすることで部落自治の主体性が見られるが、洩戸数という独自の戸立てのしかたや、区長と世話係の原理的な差異、後にのべる報効農事小組合長と組長の差異などにもその実例が見られる。

昭和16年からは再び区長と世話係は兼任となり、以後現在まで兼任が続いている。現在では、町役場では、部落駐在員という形でとらえており、部落の側では従来の世話人のことを区長とよぶようになっている。

世話人の給料を他の部落役員の給料と比してみると、最初から現金で支払われていることが特徴的であるが、戦後24年から35年までは、現金、麦、粃、黒糖と現物給が入りこんでいるのが目立つ。ことに現物給が本土復帰後も昭和35年まで続いていること36年以後40年まで急激に区長給が増加していることは、この時期の経済変動を如実に反映しているものと考えられる。

明治29年から大正7年までの世話人の年令を見ると、10代の後半から20代の者が圧倒的に多い。この期間の就任時の年令を確認する世話人30名のうち、30才以上の者3名、20代の者20名、10代後半の者7名である。部落事務の最高責任を負う世話人がこのような若い人々によって担われていることは一見奇妙に思われる。が、先に部落会議の座席序列でみたように、部落運営の実権を握っているのは有志とよばれる古老たちであり、実際的な権力は10人前後の長老が握り、重要な決定は部落会議に先立つ有志会においてあらましが決め

られることが多かった。有志会の意見であるということになると少々の異存があってもみんなよく従ったものだと言われている。⁸⁾

部落運営の最高責任を若い世話人に担わせるということは、その社会の構造が比較的安定しているということ、その社会の自足性、完結性の度合いが高いということに関連すると思われる。実際、世話人が20代の二人の青年によって担われていた時期から、30代以上の一人の世話人に変化する時期は大正中期にはっきり区分が見える。これらの時期区分は、直ちに村落構造の変化そのものに対応するのではなく、個々の要素の内在的意味毎にそれぞれのずれをとまなっていると考えべきであるが、大正中期には一つの画期を画するものがあつたと仮定してよいであろう。

若い世話人を出す家は部落の中で最高のクラスよりもむしろ、中の上位に位置する層に多い。また世話人になる者は留任や何年かおいて再任する者も見られるが、この時期では特定の家に独占されてはいない。部落内の青年にとって世話人となりうる機会、家業に全力を傾注しなければならない事情にある者は別として比較的開かれていたようである。島外の上級学校へ子弟を進学させ得た最上層をのぞいて、中堅層以上の農家では、家業は親が担当して、1年か2年くらい子弟を世話人にすることは、字の事務に習熟させ役場や他村の有力者とも交渉をもつなどの、一種の社会教育の機会を与えることになったものと思われる。明治29年から大正5年までの20代と10代の世話人を出した14例の家の土地所有階層を明治39年の階層表でみると、3反～5反層が4例(うち2例は分家を出した直後である)、5反～7反層が5例、7反～10反層3例、10反以上2例である。

大正8年以降の世話人は、30代、40代の者が多く、2年ないし4年と留任する場合が多くなる。農業経営の階層からいうと最上層や副業を手広くやる層はなく、中の上くらいの経営規模で部落の事務をうまく調整しながら処理するタイプに定着していくように思われる。が、大正期から昭和20年代までの経営規模その他の記録が欠けているのではっきりしたことは今後の調査をまたねばならない。昭和30年以降の区長は、経営階層別からいうと、30年、31年の区長K. T氏は、34年農家台

帳では1反余の層であるが、32年から35年まで町会議員をつとめている。32年から36年および41年から44年までの区長 T. T氏は、34年台帳によれば約8反8畝、43年台帳では8反6畝19歩、37年、38年および45年の区長 H. S氏は34年台帳では約2反3畝、43年台帳では4反2畝であり、39年、40年の区長 Mo. Y氏は34年台帳では3反15歩、45年台帳では9反4畝24歩となっている。

有志とよばれる人たちは、明治年間からずっと何らかの形で存続してきたが、その間、部落の役職として規定されていたものは、次のような種類がある。

明治29年から39年までは、2年任期で名誉職として規定された村会議員4名がいた。これは行政村の議員ではなく部落内の役職であり、人数からいって後の組長の先駆形態であったと思われる。が、明治40年4月8日になって、「当村将来政事上ノ件ニ付厳格以テ司行センガタメ 左ノ条々ノ通り目出度事柄ヲ協議セリ 政治執行便宜ノタメ 区域ヲ四ニ分ケ 各方ニ役人 組長壹名 村会議員壹名都合ニヲ設ク(各組毎ニ組長 村会議員各組員数列記) 右八名ノ役員ハ組合員ノ任務ヲ負セ又ハ権限ヲ有スルモノトス」という規定がなされたが、村会議員と組長が並存したのはこの年だけで、それ以降は地縁的な部落の下位単位である、4つの組から1名づつ組長が選ばれ、1年任期で組に関する事務を行うようになって現在に至っている。なおこの4組は、行政村から、報効農事小組合や、納税貯蓄組合、衛生組合などの組織を要請された場合直ちにスライドさせてそれらの単位となり、組長はまた各々それら組合の長を兼ねるということがくりかえされている。部落の下位単位としては、まづ前当りと白間当りという二地区に大別され、それがさらに各々2つづつの組に分れて4組となる。この当りという単位は、年二回の神社の祭礼である六月灯と九月遊びの設営を一方づつ受け持つとか、部落内で行う学童の学力テストの単位になるとかの役割を果す程度にとどまり、組長のような役員も、組合のような集会ももない。

組長は、初めのころは、有志といわれるような人々が交代でつとめたが、何度も同じ人があつて負担が多いので、輪番制になった。

ところが、輪番制では不十分をきたして、昭和10年1月3日には次のような規定をしている。

「組長ノ件区長ヨリ御願ヒアリ左ノ通り決ス
一、組長ハ各組ヨリ選出スルヲ以テ組長ト各付ケタルモノニシテ事実上区長ノ指揮監督 且ツ区長ノ相談役ニテ其職責タルヤ重且ツ大ナルコト言フ按タズ 然ルニ従来組長ハ各組無条件ノ抽引又ハ回シニテハ将来字行政機関トシテ欠陥アリ 故ニ本年ヨリ左ノ方法ヲ講ズ 一、四組四名ノ組長ヲ本年ハ一号二号ヨリ相当ノ組長ヲ出ダシ三号四号ヨリハダレデモトシ 明年ハ三号四号ヨリ相当ノ人物ヲ出シ一号二号ヨリハダレデモトシ爾后比ノ順ニ依リ二人宛相当ノ組長ヲ出スベキ方法ヲ講ズ 三、一号組廻シノ結果 S. C. N. 処本年ハ O. S. トナシ明年 S. C. トス」

この記事は組長と区長との関係のあるべき姿と現実とのズレをよく示しているが、もう一つ注目すべき点は、部落生活の中では、メンバーの中に自然と、「相当ノ人物」と「ダレデモ(いい人物)」との区別ができてきていることである。部落の行政の分担者たる組長は、「相当の人物」を要する役職であるが、現実には、廻し(輪番)によって、「ダレデモ」自動的に役についている。それは部落レベルの仕事に労力を費すことが、個別の農業や畜業の経営にとってマイナスとなるからであり、部落の諸負担の平等原則からいえば、輪番が妥当性をもつからである。しかし、部落の行政を充分に行うためには、「相当な人物」の参画が必要である。部落という小さな単位の内にも自ずから、全体に対する責任を多く負わなければならない人物と、そうでない人物との実質上の分化が生じてくることは、集団一般を考察する上においても意味がある。しかしそのような分化を含む全体が社会であることを忘れてはならない。

組長の人選については、単純な輪番制を改良しようとするこのような試みもなされたが、結局負担の平等原理が優先し、その後は輪番にもどって今日に至っているようである。

組長給は、報効農事組合長として、昭和5年以前は村から出ていたこともあったが、5年以降は部落負担で年給3円、11年には10円、17年には12円、20年には15円、30年以降は300円となっている。

他に重要な部落役員は、小使、茶番および野原見締人であるが、見締人については、共有地および田畑の管理についてのべる時に論ずる。

小使は、部落集会の日時や、部落内の報知事項をふれてまわったり、その他の部落に関する雑用を行う。昭和18年以降輪番制になるまでは、多くの場合1年契約で専任者がこれに当たった。小使になる者は、経営面積の低い階層から出たのでその賃料も、明治39年までは現物給与(大麦7斗と共有地無賃小作一39年)であった。現金給与になってからも、比較的高い賃金をもらっていたから、せまい耕地経営の層にとっては収入の機会として意味があったようである。現在では、部落内の拡声機によって報知がなされるので小使はなくなっている。

茶番は、役場から吏員が来たり部落に訪問者があったり、部落の会合(祭礼や祝賀行事など)作業の時に、茶や茶請の漬物をサーヴィスする役目で、各戸輪番で、費用はその都度ひかえておき、決算時に平等負担になるように調整した。

その他の部落役員としては、字費の会計監査を行う監視員4名、村農会に対して部落を代表する農会委員、終戦後から本土復帰まで配給委員などの委員がその時々決定されてきたこと、かつての有志が昭和35年以降部落顧問という形で復活してきたことなどを記しておく。

以上部落会議および部落役員についてのあらましをのべた。部落会議の内容は立帳の全体をなすわけであるが、時代によって異なるその内容をランダムに列挙すると次のようになる。①集会に関する諸規定、②戸立てに関する諸問題、③世話人組長、小使など部落役員の人選および給料に関する問題、④共有地の分配や小作に関する問題、⑤田畑や原野の取締に関する問題、⑥農道や水路の普請、それに関する国や県への補助申請に関する問題、⑦神社に関する問題、(祭礼のやり方や費用、社殿や境内の維持、社格の昇格運動など)⑧農作業に関する問題、⑨部落内での生活全般に関する取決め(冠婚葬祭や年末年始、歓送迎などの合理化など)⑩役場に納める税金(村税、砂糖、酒、醬酒などの消費税など)の割立、字費の割立に関する問題、⑪小学校の維持や子弟の教育や学校行事に関する問題、⑫役場からの達示や要求に

I表 部落役員歴年表

	世 話 人 (区 長)		小 使		村 宿	組長 村会議員	
明29	S.Ks 46才	24円	S.Kt 22才	24円	T 大麦6斗	S.T 宅	村議5名
30	T.T	43才	T.S 23才		T // 7斗	S.Ta 宅	
31	T.Y	31才	U.N 25才			S.Ta 宅	村議4名
32						S.Ta 宅大麦1.5石	
33							
34	S.R 10代	15円	T.M	12円	輪番	Ts 宅大麦2石	村議4名
35							
36					T.G 大麦5斗 無賃小作		
37	So.Re 21才	13円	S.R 21才	11円	5斗 無賃小作	大麦8斗	
38	Sa.R 20代	15円	T.H 18才	12円	T.M 5斗 無賃小作	S.T宅大麦1.2石	村議4名 (名誉職, 2年任期)
39	Se.R 23才	13円	A.K	10円	〇〇 7斗 無賃小作	S.Ta 宅大麦1.5石	
40	A.K	15円	T.H 20才	15円	S.F 10円	S.Ta 宅 大麦1.75石	村議4名
41	E.G 20才	20円	M.B 17才	15円			村議名, 組長名, 組成立
42	Sa.R 20代		S.Ks 59才				
43							組長4
44	S.N 23才	17.5円	Mo.Y 23才	17.5円	U.T 73才 16円	S.K 宅 15円	
45	K.T	20円	H.Y 20才	15円	〇〇 18円		小組長4, 農事小組長4
大2	M.Y 19才	15円	Mo.Y 25才	20円	A.Ki 15才 15円	S.K 宅 15円	小組長4
3	M.Y 20才	25円	H.Z 15才	20円	〇〇 20円	S.Te 宅 18円	小組長4
4	H.Y 23才	23円	H.Z 16才	22円	M.S 48才 20円	S.Te 宅 20円	小組長4
5	S.T 20才		S.Y 17才				
6	S.T 21才	40円				S.To 宅 65円	
7	S.T 22才	40円	T.T	65円	U.T 80才 25円	R.G 宅 30円	小組長4
8	T.K 30才	70円			K.H 32円		小組長4
9	T.K 31才				C.T 80円	R.K 宅 40円	小組長4
10	H.Y 29才	100円					報効農事小組長4
11	H.Yk 30才	60円					
12	H.Yk 31才	90円			U.Ts 50才 42円	Mo.Y 宅 35円	農事小組長4
13	H.Yk 32才					R.G 宅 25円	// 4
14	H.Yk 33才						
15	S.Ry 43才	80円			U.Ts 35才 38円		
昭2	M.Y 33才	95円			T.Ks 29才 43円	Mo.Y 宅 23円	
3	M.Y 34才				T.Ks 30才 50円	R.G 宅 30円	組長4
4	E.S 32才	65円					
5	E.S 33才	65円			S.T 20才 47円	Mo.Y 宅 30円	組長4, 各3円
6	T.Ks 33才	100円				Yo.H 宅 25円	// 4 //

昭7	M. Y 39才	120円	区長兼任	S. M 70才	42円	共同飼育所を集会所とする。	〃 4 〃
8	M. Y 40才	120円	字115円 村5円	S. M 71才	42円		〃 4 〃
9	M. Y 41才	120円		S. M 72才	43円		〃 4 〃
10	M. Y 42才			S. M 73才	42円		
11	H. Y 44才	100円		S. C 23才	42円		〃 4, 各10円
12	A. S 44才	70円	M. Y 44(区長)	S.Kt 62才	45円		
13	A. S 45才	80円	M. Y 45(〃)	S.Kt 63才	45円		
14	I. T 35才		M. Y 46(〃)	S.Kt 64才	50円	集会所修理	〃 4
15	I. H 34才	90円	M. Y 47才(区長)	S.Kt 65才	56円		
16	I. H 35才		兼任	O. Y	74円		組長4
17	M. T 44才	300円	(役場給合算)	S.Kt 67才	120円	集会所敷地買収	組長4, 各12円
18				輪番			
19	S. E 41才	480円		〃			
20	I. H 37才	540円		〃			組長4, 各15円
21	O. T 51才	500円		以下同じ			
22	N. T 37才						
23	N. S						
24	N. S	1,400円	粃1石麦1石				
25	N. S	1,400円	粃6斗麦6斗				組長4
26	O. T	1,400円	粃6斗麦6斗糖50斤				〃 4
27	I. G 44才	1,800円	粃6斗麦6斗糖50斤				〃 4
28	I. G 45才	2,500円	粃260斤麦6斗糖50斤				
29	I. G 46才	B円切かえ	粃260斤麦6斗糖50斤				
30	K. T 46才	1万円	粃260斤麦6斗				〃 4, 各300円
31	K. T 47才	1万円	粃260斤麦6斗糖50斤				〃 4, 300円
32	T. T 39才	1万円	粃260斤麦6斗糖50斤	役場月に1,500円			〃 4
33	T. T 40才	1万円	粃260斤麦6斗糖50斤	役場月に1,000円位			〃 4
34	T. T 41才	1万2千円	粃260斤麦6斗糖50斤			集会所建てかえ	〃 4
35	T. T 42才	1万2千円	粃260斤麦6斗糖50斤				〃 4
36	T. T 43才	3万6千円					
37	H. S 54才	3万6千円					〃 4
38	H. S 55才	4万8千円					〃 4, 各500円
39	M. Ya 61才	9万4千円					〃 4, 各1,000円
40	M. Ya 62才	10万円					〃 4
41	T. T 48才	10万円					〃 4, 各1,500円
42	T. T 49才	10万円					〃 4
43	T. T 50才	11万円					〃 4
44	T. T 51才	11万円					〃 4

昭45	H. S 62才 11万円				" 4
-----	---------------	--	--	--	-----

〔注〕立帳より作製、各役員の年令については、大正9年の部落持戸籍による。小使給の無賃小作とあるのは、部落の共有地を小作料なしで耕作させること。

対する対応の問題、⑬他村との関わりにおける問題、⑭村会議員の選挙や分村合併などに関する問題、⑮国家の行事に部落レベルで対応する問題、等々。

次稿においてこれら立帳の内容を時系列的に分析する。

- 1) G. Gurvitch. La vocation actuelle de la sociologie P.F.F. 1950. 邦訳、ギュルウィッチ、社会学の現代的課題、寿里茂訳、青木書店、1970.
- 2) 沖永良部島沿革誌私稿、操担勁編大正10年沖永良部島郷土史資料和泊町、昭和43年に所収。
- 3) 阿伝村立帳は、喜界島阿伝村立帳、岩倉市郎編、アチックミュージアム刊昭和15年、として一部分はすでに公開されている。原資料は、二冊に分れており、「立帳」という表紙の帳簿が明治29年から大正11年まで、「議事録」という表紙の帳簿が大正11年から昭和45年までの記録を残している。

このうち公開された部分は明治29年から昭和10年までの部分で、明治から大正にかけては一部をのぞいてほとんど原本どおりであるが、昭和期については省略された部分が多い。同書に収められた編者による注は、立帳の内容を理解する上ら非常に参考となる。

- 4) 一戸立として認められる条件は、内地の農村と比して簡単であるように思われる。このちがいは「家」のあり方のちがい、したがって、家族関係や、相続のあり方のちがいと関係すると思われる。
- 5) 喜界島阿伝村立帳 アチックミュージアム前掲書 p. 65の注
- 6) 昭和44年8月阿伝田中良賛氏(明治24年生)より聞とり。
- 7) 昭和45年8月阿伝平良氏(明治36年生)より聞とり。
- 8) 昭和44年8月阿伝、田中良賛氏より聞とり